関西生コン弾圧事件ニュース NO.64　2021年12月14日

＜本号２ページ＞

吉田さんに無罪判決

加茂生コン事件控訴審判決（12/13 大阪高裁）

●原判決を破棄、安井執行委員は罰金刑

12 月 13 日午後、加茂生コン事件控訴審の判決が、大阪高裁第６刑事部（村山浩昭裁判長）であった。

「原判決を破棄する」。

つづけて、安井雅啓執行委員に罰金 30 万円、さらに吉田修組合員は「無罪」と村山裁判長が主文を読み上げると、「おおっ」と傍聴席から歓声があがった。小林勝彦さん（全港湾大阪支部委員長）や組合員がすぐさま立ち上がり、裁判所前で集会を開いている仲間たちに逆転判決を知らせに走った。

その後、読み上げられた判決理由は２時間近くに及んだ。就労証明書の交付を求めた安井さんらの行動や偽装廃業を疑った関生支部の監視活動などについて、村山裁判長は一審判決の誤りをひとつひとつ丹念に、かつ厳しく批判したうえで、「強要未遂罪の構成要件に該当するとした認定・判断は、同罪の解釈・適用を誤り、ひいては事実を誤認したものといわざるを得ず、原判決は、被告人両名の関係で破棄を免れない」と結論づけた。

それでも安井さんが罰金刑とはいえ有罪とされたのは、一審で有罪とされた 11 月 27 日の就労証明書の交付要求行為ではなく、その後、12 月 4 日に会社を訪問した際、会社が警察を呼んだこと、従業員の盗撮が疑われたことから謝罪を求めた他の組合役員（事件後に脱退している）の言動を止めなかったことが脅迫の共犯とされたものだった。いわば巻き添え。裁判所が検察のメンツを立てたように思えてならない。

（写真左から、吉田さん、久堀弁護士、森弁護士、安井執行委員）

●判決報告集会で

夕刻、冷え込みが増す裁判所前で開かれた報告集会は、だれもが明るい表情だった。

森博行弁護士「就労証明書は事業主の義務だ。それを要求するのは強要罪の「義務なきこと」を強いたという一審判決は誤りだと論じてきた。高裁がその点をしっかり認め、「社会生活上の義務」だと判示してくれたことがいちばんうれしい。」

久堀文弁護士「無罪、取りました～！　労働組合の活動として問題ないと認定された。予想以上の判決内容。今日は弁護士生活でいちばん幸せな日です。」

安井雅啓さん「罰金 30 万円の安井です。30 万円支払えなければ１日５千円の労役だそうなので、これからしばらく私は不在になります」（爆笑）

吉田修さん「久堀先生には本当にお礼が言いたい（と、絶句）。無罪しかないと言ってきたが、心の隅にはあかんのかなという気持ちもちょっとあった。判決を聞きながら、いろいろなことが

頭に浮かんできて･･･（涙）」

●完全無罪へ、あと一歩

加茂生コン事件は、2017 年 10 月 16 日、常用的に日々雇用で働いていたミキサー運転手が関生支部に加入。正社員化や一時金の支払いなどを要求して団体交渉を申し入れたことが発端。これに対し会社はタイムカードを撤去して監視カメラを設置する一方で、加入した組合員は「個人事業主だ」と称して団交を拒否。年内廃業を通告した。さらに、組合加入前は子どもの保育所入所に必要な「就労証明書」に事業主印を押していたのに、加入後は掌を返して押印を拒否した。この一連の会社の不当労働行為に抗議した組合活動を、「義務なきこと」を要求して強いたとして刑事事件化したものだった。

一審判決（京都地裁第３刑事部柴山智裁判長）は昨年 12 月 17 日。安井さんが懲役１年、執行猶予３年、吉田さんが懲役８月、執行猶予３年というデタラメ極まりないものだった。直後の判決報告集会で、吉田さんが「裁判長はまちがっている。自分はまちがっていない。これからもおなじことがあれば、自分はおなじことをする」と静かに語っていたのが印象的だった。

それから１年。

安井さんの罰金刑について強い不満が残るが、吉田さんに当然の無罪を言い渡し。加茂生コンの不当労働行為に加担した一審判決を覆した高裁判決は大きな勝利だ。今年７月の武・前委員長事件のタイヨー生コン事件につづき２つめの無罪。警察・検察が描いてきた関西生コン事件の構図のほころびが、さらに大きくなったと言っていい。

＊＊

鎌田慧さんの書評が各地の地方紙に掲載

竹信三恵子さんの話題の新著『賃金破壊　労働運動を「犯罪」にする国』の書評が、時事通信の配信で各地方紙に掲載されている。以下は、12 月 11 日付京都新聞。

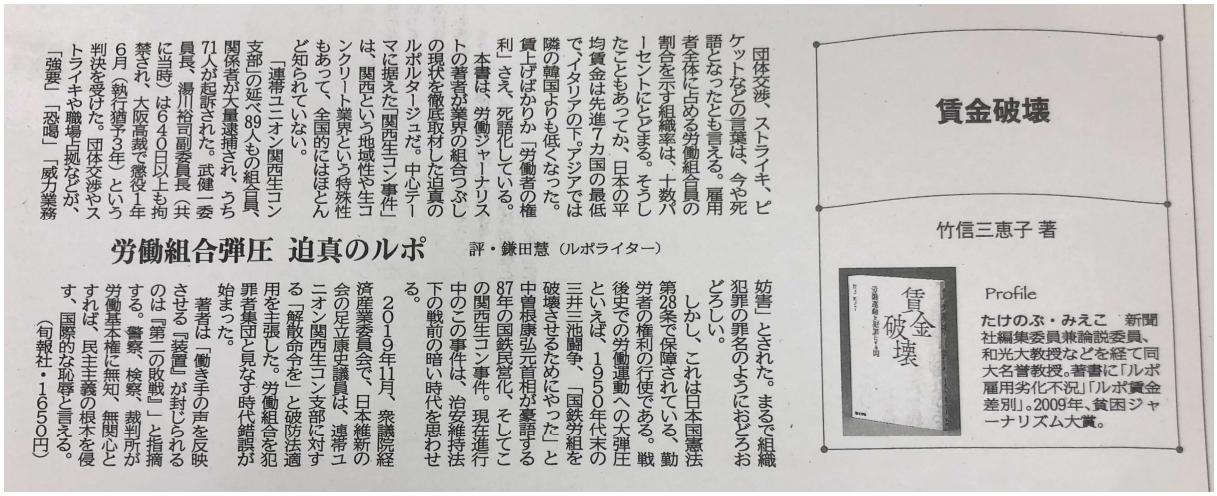

団体交渉、ストライキ、ピケットなどの言葉は、今や死語となったとも言える。雇用者全体に占める労働組合員の割合を示す組織率は、十数パーセントにとどまる。そうしたこともあってか、日本の平均賃金は先進７カ国の最低で、イタリアの下。アジアでは隣の韓国よりも低くなった。賃上げばかりか「労働者の権利」さえ、死語化している。

本書は、労働ジャーナリストの著者が業界の組合つぶしの現状を徹底取材した迫真のルポルタージュだ。中心テーマに据えた「関西生コン事件」は、関西という地域性や生コンクリート業界という特殊性もあって、全国的にはほとんど知られていない。

「連帯ユニオン関西生コン支部」の延べ89人もの組合員、関係者が大量逮捕され、うち71人が起訴された。武健一委員長、湯川裕司副委員長（共に当時）は640日以上も拘禁され、大阪高裁で懲役1年6月（執行猶予3年）という判決を受けた。団体交渉やストライキや職場占拠などが、「強要」「恐喝」「威力業務妨害」とされた。まるで組織犯罪の罪名のようにおどろおどろしい。

しかし、これは日本国憲法第28条で保障されている、勤労者の権利の行使である。戦後史での労働運動への大弾圧といえば、1950年代末の三井三池闘争、「国鉄労組を破壊させるためにやった」と中曽根康弘元首相が豪語する87年の国鉄民営化、そしてこの関西生コン事件。現在進行中のこの事件は、治安維持法下の戦前の暗い時代を思わせる。

2019年11月、衆議院経済産業委員会で、日本維新の会の足立康史議員は、連帯ユニオン関西生コン支部に対する「解散命令を」と破防法適用を主張した。労働組合を犯罪者集団と見なす時代錯誤が始まった。

著者は「働き手の声を反映させる『装置』が封じられるのは『第二の敗戦』」と指摘する。警察、検察、裁判所が労働基本権に無知、無関心とすれば、民主主義の根本を侵す、国際的な恥辱と言える。

（旬報社・1650円）

賃金破壊

竹信三恵子 著

Profile

たけのぶ・みえこ　新聞社編集委員兼論説委員、和光大教授などを経て同大名誉教授。著書に「ルポ雇用劣化不況」「ルポ賃金差別」。2009年、貧困ジャーナリズム大賞。